

法人ボランティア登録の流れについて

1. 法人ボランティア登録について

法人ボランティアに登録をすると国立中央青少年交流の家をはじめとする全国28施設（国立オリンピック記念青少年総合センター含む）でのボランティア活動が可能となります。

(1) 法人ボランティアになるためには

- ① 国立青少年教育施設で行われるボランティア養成研修を受講。
- ② 「法人ボランティア登録申込書」に必要事項を記入し、養成研修担当者へ提出。
- ③ ボランティア保険への加入。

※ボランティア保険は市町村区の社会福祉協議会等で取り扱っています。保険料の支払い方法など詳細については、お近くのボランティア保険加入窓口へお尋ねください。

加入プランは、年間保険料が300円程度のものをお勧めします。

(参考資料) 全国社会福祉協議会ホームページより「ボランティア保険のご案内」

(2) ボランティア活動をするには

- ① ボランティア・コーディネーターよりボランティア活動の日程等を連絡しますので、参加希望事業をボランティア・コーディネーターへ連絡をしてください。
- ② 1回目のボランティア活動前にボランティア保険加入証明書の写しをボランティア・コーディネーターへ提出してください。
- ③ ②が確認できましたら、「ボランティア登録証」を発行しますので、法人ボランティアとして活動できます。

※「登録証」は、法人ボランティアの証明となりますので、活動時には必ず身に付けてください。

2. 法人ボランティア更新手続きについて

法人ボランティア登録の有効期限は、登録を行った日に属する年度の末日までです。

毎年度末にボランティア・コーディネーターから更新に関する書類を送付しますので、内容を確認の上、更新手続きを行ってください。

⇒更新手続きをしない場合、次年度以降、ボランティア活動の案内は送付されません。また、ボランティアとして活動に参加できなくなります。

※原則として毎年度末更新となりますが、年度途中であっても、希望があれば更新は可能です。

3. 問い合わせ先

●ボランティア登録・更新について

国立中央青少年交流の家

担当：ボランティア・コーディネーター

TEL：0550-89-2020 Mail：fujinosato-kss@niye.go.jp